

川選管告示第 48 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に基づく選挙権を有する者の総数6分の1の数を、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用される地方自治法第74条第5項の規定に基づき告示する。

令和8年10月11日

川西市選挙管理委員会
委員長 多久和 桂子

- ・ 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
（市町村の合併協議会設置の議案が議会で否決された場合の
住民投票を請求するために必要とする数）

21, 521